

340

D610

令和 5年 9月 21日

三重県知事殿

四日市市菅原町828

医療法人 すが内科

理事長 菅 大典

電話番号 059(325)2255

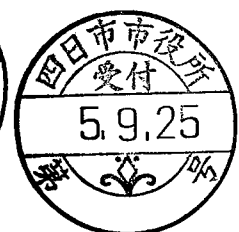


決 算 届

令和4年8月1日から令和5年7月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

《添付書類》

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



事業報告書
(自 令和4年8月1日 至 令和5年7月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 すが内科
① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特別医療法人 出資額限度法人
その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県四日市市菅原町828
- (3) 設立認可年月日 平成24年7月23日
- (4) 設立登記年月日 平成24年8月1日

2 事業の概要

- (1) 本来業務
診療所 すが内科 三重県四日市市菅原町828
- (2) 当該会計年度内に社員総会で議決した事項
- | | |
|-----------|-------------|
| 令和4年9月21日 | 前年会計年度決算の決定 |
| 令和5年7月31日 | 次年会計年度予算の決定 |

法人名 医療法人 すが内科

所在地 三重県四日市市菅原町828

財 産 目 録
(令和5年7月31日現在)

1. 資 産 額	45,961 千円
2. 負 債 額	34,383 千円
3. 純 資 産 額	11,578 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	26,441
B 固 定 資 産	19,519
C 資 産 合 計	45,961
D 負 債 合 計	34,383
E 純 資 産	11,578

土 地	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式3-2

法人名 医療法人 すが内科

※医療法人整理番号 0610

所在地 三重県四日市市菅原町828

貸借対照表

(令和5年7月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	26,441	I 流動負債	34,383
II 固定資産	19,519	負債合計	34,383
1 有形固定資産	18,561	純資産の部	
2 無形固定資産	152	科目	金額
3 その他の資産	804	I 基金	10,000
		II 積立金	1,578
		純資産合計	11,578
資産合計	45,961	負債・純資産合計	45,961

様式4-2

法人名 医療法人 すが内科

※医療法人整理番号 0610

所在地 三重県四日市市菅原町828

損 益 計 算 書
(自 令和 4 年 8 月 1 日 至 令和 5 年 7 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
1 事業収益	60,970
2 事業費用	60,561
事業利益	409
II 事業外収益	73
III 事業外費用	0
経常利益	482
IV 特別損失	858
税引前当期純損失	△376
法人税等	72
当期純損失	△448

監事監査報告書

医療法人 すが内科
理事長 菅 大典 殿

私は、医療法人すが内科の令和5会計年度（令和4年8月1日から令和5年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和5年9月20日

医療法人 すが内科



監事 東 泰則